対象年度	対象年度 令和 5年度		糸	総合計画実施計画策定及				び行政評価シート						
事務事業名			不妊治療費助成事業			予算事業		3	不妊治療費助成事業費					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	03	事業 28		京求区分 全常経費	根拠法令	厚生労働	省雇用均等・児童	家庭局通知		
	みんなて 未来を担					地域福祉を	目指そ	Ď	事業の区グ	+	主要事			
総合計画体系	子育て家	を庭への	支援						担当課係等	等	健康増注 母子保			
4 //4//4//4		(平成24			F度)						7.5 4 141.			
【めざす姿(意								【事業開始						
子どもを出産しやすい環境整備の一環として、1回の治療費が高額である不妊治療費の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の一助とする。						より治療だ 付であり	ド保険適用となった 、助成回数や金額	た。令和4年度6月現 第の要件は市町村に						
【手段(事業)		のような	ことを	行うの	カュ) 】						して行うのか) 】			
対象(要件有 生殖補助医療		受精及び	ド顕微授	経精」)	を実施し	た夫婦ま	たは事	生殖補助医療を受けた夫婦のうち、茨城県不妊治療費補助金の交付決 定を受けた方または保険適用により治療を受けた方						
実婚関係にある険適用で当該済	る夫婦で	あり、県	具補助金	②の交付	決定を受	けた者お	よび保	, 2 2 3 2 1 7 1 2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,5 (1,2)	0. 7 MAX 2 30.7.1			
治療も含む。								【事業をと	りまく環境	の変化】				
<ul><li>● 年齢要件: 注</li><li>● 助成回数: 見</li></ul>							_					2018年、平均初婚年		
を行った場合。	とも年度	各1回ま	で助成。	)				が30.7歳で	ある。また	.、2015年	社会保障・人口基	寺の女性の平均年齢 本調査によると、実		
・助成額:県社 万円を上限に		付决定者	がは補助	団金額を	差し引い	た額に対	して10					全体で18.2%、子ど 組に当たる。さらに		
保隆	険適応に	よる治療	その場合	îは、10	万円を上	:限に助成。	0	、特定不妊	治療等によ	り出生し	た子どもの割合は	全出生児の約5.1%		
【分系	D 5年度	事業内	容】			【会和	6年度	で約20人に 事業内容】	1人の割合	となってレ	<u>`る。</u> 【令和 7年度 📱	本業内容】		
不妊治療の助尿		T/K11	-H 1		不妊治	斎療の助成		于 X 1 1 1 1 1		不妊治療	不妊治療の助成			
1.304.44														
■事業費					DΩ	3年度		R04年度	П			1		
山 国	庫	支	出	金	NO.	<u>3年度</u> 0	_	104平度	,					
財 県 県	支	出		金		0		0	)					
地		<u>方</u>		債		0		0						
訳ー	般	<u>の</u> 財		<u>他</u> 源		4, 298	_	4, 200	-					
歳入	計	( 千	円	)		4, 298		4, 200						
節 ( 18 負担金補	番 号		3 称	)	金額	(千円) 4,298		類 (千円 ) 4,200						
歳														
出														
h							$\pm$							
内														
訳														
<b>_</b> 歳 出	計(千	: ш )	( A	. )		4, 298	:	4, 200	,					
伸び	· 李	) 2	%			1, 230		-2. 28						
総合計画45	ページ	予算	≛115ペ	ージ										
考														
<b>I</b>														

## 令和 3年度行政評価シート

## ■指標

種類	指標名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
	申請件数(実)	件	目標	35. 00	42.00	42. 00
活動	参考: R3 延申請 53件		実績	35. 00	0.00	0.00
指標			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
	助成件数(延) 助成を受けた人の妊娠した割合	%	目標	8.00	10.00	10.00
成果			実績	32. 00	0.00	0.00
指標			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

## ■事業評価

<b>■</b> 尹未	ミュー		
必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	結婚年齢や出産年齢の上昇に伴い、不妊治療を受ける夫婦は増加している。令和4年度より保険適用となるものの、1回の治療費が他の治療に比べて高額であり、治療回数も1回で終了することが少ない現状がある。少子化対策の一環として、必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当 性	A 妥当である	保険適用後も治療費は高額であり、子どもを望む20〜40代夫婦への経済的負担の軽減となる。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が妥当である。
効率性	コストの効率性 ・人員効率	B どちらとも言えない	令和4年度から保険適用による治療となるが、経過措置で保険適用外の治療も年度1回まで 助成を継続。保険適用後の治療に対する助成は県内3市であり、治療の実情(申請者の状 況や治療費など)、県内の助成状況等を把握しながら、実施内容を検討していく。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	所得制限がなくなったことで当事業を活用できる夫婦が増えたが、一般不妊治療を受けた場合は助成対象とならず、不妊治療を受けた全ての夫婦が対象とは言えない。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	生殖補助医療は難しい治療であり、妊娠や出産に至る夫婦もいるが、必ずしも治療効果が 得られるものではない現状もある。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	令和3年度より所得制限がなくなり、過去最多の申請数となった。不妊治療の助成は広く 認知され、子どもを望むより多くの夫婦が当事業を活用し、治療費の負担を軽減すること ができた。保険適用後も当市は助成があることを周知し、必要な者へ助成を行う。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

結婚年齢や出産年齢の上昇に伴い、不妊治療による出産も増えている。生殖補助医療は難しい治療であり、必ずしも治療の効果が得られるものでもない現状はあるが、治療の助成があることで、子どもを望む夫婦に対する経済的負担の軽減の一助となっている。令和4年度より保険適用となるため、実情を把握しながら当事業を実施していく。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

令和4年度より保険適用となるため、不妊治療はより身近な治療になる可能性がある。保険適用後の申請者の状況や治療費、県内市町 村の動向等を把握し、事業の実施内容を検討していく。

## ■方向性

1 次評価(1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) □拡充(人・モノ・カネ等の拡充) ■改善改革しながら継続 □現状のまま継続(改善・改革なし) □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置
方向性の具体的内容 子どもを望む夫婦にとって経済的支援となっており、出産しやすい環境整備の一貫として重要な事業である。経済的支援を継続すると ともに、不妊や治療に関する相談に応じ、精神的支援が図れるよう、相談支援体制を整備する必要があると考える。
2 次評価(2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) □拡充(人・モノ・カネ等の拡充) □改善改革しながら継続 □現状のまま継続(改善・改革なし) □統合・新規事業への展開 □縮小 □休止 □廃止・終了 □予定どおりの要求 □一部改善の上要求 □今回は見送り □その他の処置
企画調整会議の意見・考え方(1 次評価者と同じ場合も記入) 上記評価のとおり。